

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈選挙管理委員会告示〉

○参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長及びその職務を代理する者の選任	一	○参議院（比例代表選出）議員選挙における政党等の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	四
○参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会長及びその職務を代理する者の選任	一	○参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙会の場所及び日時	四
○参議院議員通常選挙における投票用紙の様式	二	○参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会の場所及び日時	四
○参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙運動用ビラに貼付すべき証紙の様式	三	○参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長の公印	四
○参議院（比例代表選出）議員選挙における政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	三	○参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長の事務取扱場所	五
○参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の政見放送の日時並びに順序を定めるくじを行う日時及び場所	四	○参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	五
○参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の選挙公報の掲載の	四		

選挙管理委員会告示

○参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会長の公印	五	取扱場所	
○参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会長の事務	五	○参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	六

奈良県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

参議院（選挙区選出）議員選挙奈良県選挙区選挙長

奈良県奈良市朱雀五丁目四番地の一九 田中義雄

同職務代理者

京都府相楽郡加茂町南加茂台一三丁目七番地五 川端修

奈良県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十六年七月十一日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会長及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

参議院（比例代表選出）議員選挙奈良県選挙分会長

奈良県奈良市朱雀五丁目四番地の一九 田中義雄

同職務代理者

京都府相楽郡加茂町南加茂台一三丁目七番地五 川端修

奈良県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 参議院(選挙区選出)議員選挙

1 投票用紙

平成十六年執行
参議院(選挙区選出)議員選挙投票

● 注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

奈良県選挙管理委員会印

候補者氏名

2 点字用投票用紙

平成十六年執行
参議院(選挙区選出)議員選挙投票

● 注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

奈良県選挙管理委員会印

候補者氏名

備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 用紙は薄い黄色とし、黒色のインクで印刷するものとする。
- 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「選挙区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「せんきよく」と表示したものを貼付する。

二 参議院（比例代表選出）議員選挙

1 投票用紙

平成十六年執行
参議院（比例代表選出）議員選挙投票

奈良県選
挙管理委
員会印

- 注意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称
又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又他の氏名は
候補者の氏名若
は略称は

2 点字用投票用紙

平成十六年執行
参議院（比例代表選出）議員選挙投票

奈良県選
挙管理委
員会印

- 注意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称
又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又他の氏名は
候補者の氏名若
は略称は

備考

一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。

- 二 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷するものとする。
- 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「比例区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「ひれいく」と表示したものを貼付する。

奈良県選挙管理委員会告示第三十号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙運動のために頒布することができる公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第一項第二号のビラにはらなければならない証紙の様式を、次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

平成16年執行
参議院（選挙区選出）議員選挙
選挙運動用ビラ
番号
奈良県選管

備考
(規格 19 mm × 13 mm)
(紙質 55 kg タック紙)

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 日時 平成十六年六月二十四日 午後六時三十分

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

奈良県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 日時 平成十六年六月二十四日 午後七時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

奈良県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 日時 平成十六年六月二十五日 午後六時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

奈良県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十六年七月十一日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 日時 平成十六年六月二十六日 午前十時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

奈良県選挙管理委員会告示第三十五号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

二 日時 平成十六年七月十三日 午後一時

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室

二 日時 平成十六年七月十三日 午後一時三十分

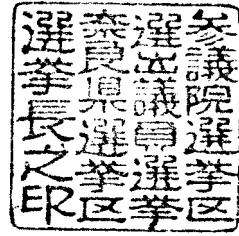
選挙長告示

参議院（選挙区選出）議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長の公印を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 田中義雄



参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第二号

平成十六年七月十一日執行の参議院(選挙区選出) 議員選挙における奈良県選挙区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

平成十六年六月二十四日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 田中義雄

平成十六年六月二十四日

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階

第一会議室

平成十六年六月二十五日以降

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

奈良県選挙管理委員会事務局(市町村課内)

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第三号

平成十六年七月十一日執行の参議院(選挙区選出) 議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による奈良県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 田中義雄

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二 日時 平成十六年七月八日 午後六時

選挙分会長告示

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院(比例代表選出) 議員選挙における奈良県選挙分会長の公印を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長 田中義雄



参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長告示第二号

平成十六年七月十一日執行の参議院(比例代表選出) 議員選挙における奈良県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

平成十六年六月二十四日

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長 田中義雄

平成十六年六月二十四日

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階

第一会議室

平成十六年六月二十五日以降

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

奈良県選挙管理委員会事務局(市町村課内)

参議院（比例代表選出）議員選挙奈良県選挙分会長告示第三号

平成十六年七月十一日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による奈良県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院（比例代表選出）議員選挙奈良県選挙分会長 田 中 義 雄

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二 日時 平成十六年七月八日 午後六時三十分

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。